# 平成２５年度第７回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会　会議録

**１　日　　時**　平成２６年１月１５日（水）午後６時３０分～午後８時３０分

**２　場　　所**　こどもみらい館　第１研修室

**３　出席委員**　（五十音順，敬称略）

岡田，小倉，小塩，小町，高林，竹本，中川，長屋，西脇，林，水野，村上，森，山内，山本，吉原

**４　次　　第**

諮問

⑴ 市民フォーラム及び答申案に対する市民意見募集の結果について
⑵ 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて（答申）
⑶ 愛称及び新ロゴマークの選考について
⑷ その他

**５　会議録**

今回より京都青年会議所の岡野委員に代わり，同会議所の村上龍委員が新しく就任。

委員よりあいさつ

１月から青年会議所の新しい期が始まることに伴い，前任者に代わり，今回から新しく就任することになりました。よろしくお願いする。

会長

この推進協議会も昨年に多くの御意見をいただき，現在の形ができている。今回は今年度を締めくくる推進協議会になるので，委員の御意見をいただき，最後に市長への「答申」をまとめさせていただく。その後，市会に改正条例案が提案され，審議を経て決定されるという流れになる。では，本日の次第に沿って司会を進行させていただく。

**（１）パブリックコメントの実施及び答申案に対する市民意見募集の結果について**

事務局

（資料１に沿って，市民フォーラムの結果ついて説明）

（資料２－１，２－２，２－３に沿って，答申案に対する市民意見募集結果ついて説明）

会長

市民フォーラムの結果について及び答申案に対する市民意見募集結果について御意見や御質問はいかがか。

（意見なし）

**（２）子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて（答申）**

事務局

（参考資料３に沿って，子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて（答申），説明）

会長

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて（答申）は，市民フォーラムやパブリックコメントのご意見を踏まえた上で，最終変更をした次第である。今回が最終確認となる。

まず，「１　憲章の普及及び実践の推進のための取組」に関して，御意見及び御質問はいかがか。

なお，「１」は当初の答申案より網掛けの３箇所を変更している。

（意見なし）

会長

次に，「２　緊急の方策について」は，当初より罰則の規定を本市独自で設けるかどうかということを焦点に検討を進めて来たが，現時点では本市独自に罰則は設けない，ということで取りまとめている。

今回，パブリック・コメント等の意見を参考にしつつ，必要性があると判断した場合には，本市独自の罰則の規定の導入を含めた条例の見直しに取り組む必要がある，という旨の文言を追記している。

この点に関して，御意見及び御質問はいかがか。

委員

“本市独自の”という言葉の意味あるいは狙いは何か。

事務局

国や府が定めていない罰則があれば，京都市で独自の罰則を定めるという趣旨になる。例えば，罰則を設けるに当たり，通常では，国の法律あるいは京都府の条例があり，それに抵触する規定は設けることはできない。しかし，国や府が罰則を設けていない違反行為等があれば，京都市でも設けることができる。そういう意味で“本市独自の”という文言を使っている。もし委員の方から見て“独自の”という文言に違和感があれば考え直す。

委員

この条例と同じ規定がある法律や条例が他にあった場合に，それによって罰則を設けることができないので，そのために配慮しないといけない，という意味合いなのか。

事務局

例えば，今回の条例では緊急の方策の対策事項として「インターネットの不適切利用」や「薬物乱用」を取り上げているが，すでにそれらへの罰則は個別の法律等が設けられている。この条例では，それら

と同じ内容の罰則を設けることは法的にできないが，別の内容で規制が必要と判断される際に，本市独自で罰則を設けるようにする，という意味合いになる。

委員
　規定を設けることに関して，なぜ“罰則”に限定しているのか。

事務局
　既存の法律等においても，「薬物乱用」や「生活対策」ということに関して市民に義務を課したり，事業者に義務を課したりしているが，それはあくまで義務であって，中には違反をした場合の罰則は設けていないこともある。既存の規定にはない“罰則を設ける”という点に関しては，京都市として独自に規制を設けることができる。

委員
　専門家ではないのでよくわからないこともあるが，私は理解した。

会長
　次に，「３　ソーシャルメディアの不適切利用対策について」に関しては，当初の答申案から変更点はないが，御意見及び御質問はいかがか。

委員
　この件に関しては，推進協議会において，緊急の方策の７項目のうちでも特に緊急性を要する３項目であると提言し，対策への取組として「学校のカリキュラムに含める」ことや「学校で教育する機会を設ける」ことについて検討してきたが，この文言を再確認すると，文章中に“学校”という言葉が一箇所しかでてこない。“学校”が記載されているのは，「（１）これまでの取組及び課題」の文言にある『PTA，学校，市民団体，携帯電話会社，行政機関連携』という箇所だけ。一方，「（２）具体的な方策及び条例の見直しについて」の文言においては，“保護者”や“事業者”という単語は多く使われているが，『学校』の記載はない。つまり学校でどのように対策するかが触れられていない。この対策に関しては，学校のカリキュラムに取り入れる，学校でも取り上げる，ということをもっと強調した方が良い。そうしないと，文言がうやむやになり，保護者や事業者にすべて任せてしまいかねない。家庭だけでは対策できないからこそ，学校や団体で対策できる仕組を必要としている。
　それとまた，「（２）～の見直しについて」の文言に，「インターネットリテラシー教育や育ち学ぶ施設職員への研修の充実も必要である」とあるが，それだけでは対策として弱い。ソーシャルメディアの不適切利用に対しては，実際に生徒や児童に直接指導をする機会を設けることが必要であると考える。

事務局
　これまで緊急の検討課題の一つとして議論してきたが，学校への直接的な対策を示さない理由としては，まずは憲章自体の目的が親の規範意識へ訴求する，親の行動指針であるという点。また，この憲章は学校の教育課程への方策ではないため，教育内容について，この条例で触れることまですべきではない，という点が挙げられる。しかし，リテラシー教育の必要性に関してはこの条例でしっかりと訴えか

けたい。そうした想いから文言の表現については議論を重ねて，現在の内容に落ち着いたという経緯がある。つまり，リテラシー教育の必要性はあり，その内容を文言で謳っているが，学校教育で何をすべきかという点に関しては，書き込むことは適切ではないと判断した。

委員

難しいかもしれないが，例えば，【新たな取組】の項目にある「小中高向けソーシャルメディア利用ガイドラインの策定時の検討」については，これは誰がいつ取り組むのか，という点に触れた方が良い。現在，ソーシャルメディアやインターネットは子ども達の世界にも急速に浸透していき，問題を孕んでいる。特に，ひきこもりの子ども達が７０万人もいる社会において，ひきこもりの子どもと外の世界とをつなげているのがインターネットであり，そこで発生する問題まで切り込んでいくとなるとガイドラインの策定はもっと具体的に表現が必要ではないかと思う。

事務局

「小中高向けソーシャルメディア利用ガイドラインの策定時の検討」のポイントは，子ども達がソーシャルメディアを利用して不用意な発信をしてしまった結果，友達や他人を傷つけるあるいは自分自身の将来にも禍根を残す，という危険性を子ども達に理解してもらうこと。子ども自身が考えて，同じように親も考えて，親子で意識を共有し親子で話し合いができるようになる，ということをガイドラインでは目指している。そのために具体的にどうすすめていくかは考えなければならないが，学校だけでできるものではない。ガイドラインの策定に向けては，学校の協力とともに社会全体で作り上げることを考えていきたい。

委員

【充実する取組】の「ウ 育ち学ぶ施設職員への研修の充実も必要である」にある“施設”には学校も含まれるのか。

事務局

学校も含まれる。幼稚園や保育所，児童館なども施設も含まれる。

委員

わかった。学校をもっと強調できたらいいが，今後はそのことも含めて取り組むことを心に留めておきたい。

事務局

【充実する取組】の「ウ 育ち学ぶ施設職員への研修の充実も必要である」に関しては，同じ８ページ目の文章中に，『京都市においては，保育所（園）や幼稚園，学校，児童館をはじめとする育ち学ぶ施設』と例示を記載しているが，市民の方にわかりやすく伝えるために，例示をページの初めに入れるなどの表現の修正を考える。

会長

次に，「４ 親支援のための取組について」に関しても，当初の答申案から変更点はないが，ご意見及びご質問はいかがか。

委員

文章の書き方についてだが，【充実する取組】の「ウ」の“保護者に対して”にかかる言葉のつながりが悪く，内容を把握しづらいので修正をお願いしたい。

事務局

「ウ」の表現については最終的に会長と副会長と相談し調整する。意味としては，「保護者に対しての児童ポルノや薬物乱用，性感染症等の緊急課題に係る情報発信の充実や，インターンネット，ソーシャルメディア等の今日的課題に対する講座の充実」となる。文章中に，充実が重複しているので，文言を整理して，伝わりやすい表現に修正したい。

会長

「ウ」の表現に関しては修正をしていただく。その他の点は変更なし，でいかがか。

委員

以前に委員が提言した「保護者に対するサービス」に関して，ボランティアの指導者をしながら思うのは，お世話をしても，その後に広がらない現実があるということ。保護者はお世話を受けた後に今度はお世話をする側に回るかというと，そうではなく，なかなかお世話をする側に回ってくれず，結果的にする側の人材が育たない現状があるので，その点を危惧する。

せっかく充実したプログラムを実施するのであれば，提供した結果，何が育ち，何を目指そうとしているのか，ということも盛り込んでほしい。例えば，追記になるが，【充実する取組】の「イ 一日保育士体験等の親育ちの機会の提供を通じて保護者の意識を育てる」と変更し，保護者側にも責任感やあるいは学んだことを活かすという気持ちを持ってもらうようなニュアンスの表現にする。現行の表現では，一方的に提供ばかりしている物足りなさを感じる。

事務局

委員のご指摘に対して，保護者の意識を変えていくという旨の表現を盛り込みたいと考えるが，追記箇所は【充実する取組】ではなく，このような目的でこのような方策をしていると伝えるために「（２）具体的な方策」の文言中に入れたいと思う。

委員

委員の意見に賛同する。ただし，追記していただくのなら，単に「保護者の意識を変える」だけでなく，「保護者も支援する側に回ることを期待されている存在である」とニュアンスを膨らませていただきたい。

会長

最後に，「５ 真のワーク・ライフ・バランスの推進について」と「６ 京都市における推進体制の整備について」の二項目に関して，御意見及び御質問はいかがか。

なお，「５」は当初の答申案より網掛けの２箇所を変更している。

委員

「６」の【今後の方向性】の「ア 市役所内の組織間での連携を一層図るために「憲章推進会議」を設置するなど，実効性のある推進体制の構築」に関して，「憲章推進会議」を設置することが本当に実効性のある推進体制の構築につながるのか。これまで非常に多くの対策会議を重ねてきたが，その経緯から考えてみると，非効率になるのではないかという懸念があり，この取り組みに違和感を思う。ただし，文言に“など”とあるので，会議設置だけではなく他の方法もあれば教えていただきたい。

それとまた，「１～６」までのページの区切りが悪く，読みにくい。もっとわかりやすくしてほしい。

事務局

まず，ページの区切りの悪さについては，中項目あたりで改ページをすることと，ページの両側の空白をさらに広げるなどして，市民の方により見やすくなるよう修正したい。

「憲章推進会議」については，“会議”という名称から会議を開くだけというイメージを連想されると思うが，あくまで例示であり，“実効性のある推進体制の構築”という箇所に重きを置いている。組織の名称等は事務局だけでは決めきれないところがあるが，実効性のある推進体制の構築ができるように庁内体制を整備していく次第である。

委員

“実効性のある推進体制を築くこと”が目的になるので，市民としては必ず実現してほしい。

会長

最後に，答申案全般に関して，御意見及び御質問はいかがか。

委員

先ほど，「２ 緊急の方策」で取り上げた“罰則”に関して，国や府が設けていなくても本市独自の罰則規定を設けることができる，という点について確認したいことがある。

府の青少年健全育成条例では，子どもにはふさわしくないものを事業者が子どもに与えた場合に罰則を設けているが，対象となっているのはあきらかに過激なものが２点か３点だけで，現実問題として罰則対象外となっているふさわしくないものが子どもに当たり前のように与えられている。条例改定に向けて，府に対してお母さん達から規制を厳しくしてほしいと要望を出しても，数が少ないと改定には至らない。今回，京都市として独自に“罰則”を考えるなら，細かいことにも注視してもっと踏み込んでいくべきだと考えるが，今度，そのような話し合いを設けることはできるのか。

事務局

例えば，ゲームソフトの規制等については，京都市に罰則を設けるまでの権限はないと考えており，

委員の御指摘に対しては，本市独自に条例に罰則を設けて取り締まるのはハードルが高いと考える。

まず，条例の制定だけでも，国が所管する事務，府が所管する事務，京都市が所管する事務があり，条例や規定を作るにあたってはどの団体が所管しているのかが問題となる。国の事務にも府の事務でもなく，市でしか対応できない項目があれば，自治体が持っている権限として本市独自に罰則を設けることはできる。極端な例になるが，憲章を毎朝家庭で唱えなさい，と条文を作ったとして，それを守らなかった家庭に罰金を課すことは，適切かどうかの問題は別にして，理論的には可能である。

罰則は市民生活に影響を与えるものであるから，設けるにあたっては抑制的に検討しなければならず，市民の御意見，協議会の議論を経て，はじめて議会に提案できるものだと考える。

委員

「５ 真のワーク・ライフ・バランスの推進について」のところで，企業は育児休暇取得に対応はしていると思うが，現状ではその期間であっても女性への負担が大きく，ワーク・ライフ・バランスを実現していく中で解決されていない部分である。「５」の現行条文には「保護者の仕事と生活の調和を図ることができるようにするため，保護者を使用する事業者に対し啓発を積極的に行う」と記載されているが，現状はそれが推進されていないと感じる。どこかで改善に向かい，社会的な意識も変えていかなければ，幼児期の育児期間という大切な時期を潰してしまい，少子化問題もさらに深刻になるばかりである。

事務局

「真のワーク・ライフ・バランスの推進について」は，京都市として関連部局も含めて計画を推進していく。また，京都市の子ども・子育て会議においても，その観点をもって議論している。京都市として，市民の皆様が仕事と育児をスムーズに両立できるよう推進していく。

委員

委員の想いを改正案の条文に入れるとするなら，例えば，改正案の「事業者はその従業員の仕事，子育てを含めた家庭生活，地域活動及び社会貢献の調和を図ることができるようにするため，勤務時間，休暇制度その他の労働環境の整備に努めなければならない」という文言において，最後の箇所を“積極的に努めなければならない”とし，表現を強くしてはいかがか。

事務局

御指摘の箇所については，修正する方向で法制部局と文言の整理をしたい。

委員

「６ 京都市における推進体制の整備について」で，これまでに市役所内で組織をまたいだ体制あるいは推進会議はあったのか。

また，文言では，区役所と市役所を連携すると書かれているが，区と市が連携できる体制は作れるのか。

事務局

京都市には従来から縦割りで様々な局があり，一つの局だけでは対応できない事案があった場合には，プロジェクトチームを設けて局同士が連携して対応している。例えば，空き家対策やごみ屋敷の問題について設けている。今後，組織の担当部署とも相談し，憲章の推進体制にふさわしい形を築いていきたい。

事務局

「６」の【今後の方向性】の「イ」の「行政区レベル等での推進体制の検討」には，行政だけでなく，地域や民間も関わってくると思われるので，広く地域レベルで推進できるように検討していきたい。

委員

「５ 真のワーク・ライフ・バランスの推進について」では，表彰制度があるので，この点をしっかりと社会にアピールし，事業者側にもメリットがあることを浸透させるべき。表彰された会社が求人欄に使っているのを昨年見たので，事業者へのメリットをもっと強調していけば推進につながると思う。

会長

皆様の御意見を伺うと，実際に現場で起きている問題を解決していくのが，この条例の文言だけでは厳しいと感じる。必要とされている御意見をきっちりと文章にして，一人でも多くの市民に知ってもらい，行政とともに市民の方にも問題の解決に取り組んでもらう必要があると思う。

みなさんの御意見をすべて文言に取り入れることは意に沿えないかもしれないが，最後は私達と事務局で調整し，御指摘いただいた箇所を修正し，最終的な「答申」とさせていただく。ありがとうございました。

**（３）愛称及び新ロゴマークの選考について**

事務局

（参考資料４に沿って説明）

（審議の結果，下記のとおり選考した。）

・愛称

最優秀賞：『京都はぐくみ憲章』

優秀賞：『こどもみらい憲章』

『京の子ども共育憲章』

・新ロゴマーク

**（４）その他**

会長

京都市子どもを共に育む京都市民憲章の推進条例の「答申案」は，皆様の承認をいただき，若干の文言の整理をし，「答申」という形にさせていただく。また，新しい愛称とロゴマークも決まった。みなさまからの貴重な御意見を来年度以降にもつなげていきたい。ありがとうございました。

子育て支援政策監

みなさまありがとうございました。事務局を代表して一言申し上げる。長屋会長と中川副会長をはじめ委員のみなさまには，これまでの議論でときに厳しくときに鋭く様々な意見をいただき，それらがすべてこの「答申」に盛り込まれていると思う。少し年を越したが，会議を５回でまとめていただいた。事務局としても，皆様方の御協力がなければ今日の形にはできなかったと思う。心からお礼申し上げる。

これから，皆様方から私に，門川市長に，答申をいただく。これには京都市としてスピード感を持って応じて，最大限に活かして，次の取り組みにつなげていきたいと考えているので，どうかよろしくお願いしたい。１月２３日に予定している答申の提出には，是非皆様方の御出席をお願いいたします。本日は最後の最後までまとめていただき，本当にありがとうございました。

事務局

以上で，第７回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会を閉会する。

（以上）